

習志野市企業局公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事に要する経費の前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し、習志野市公営企業会計規程（昭和49年公営企業管理規程第2号、以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる公共工事)

第2条 前金払の対象となる公共工事は、本市の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令（昭和27年政令第286号）第1条で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）であって、1件当たりの設計金額が500万円以上のものとする。

2 管理者は、前項に規定する公共工事を発注しようとするときは、あらかじめ、入札参加者等に対し入札通知（随意契約にあつては見積通知）に明示するものとする。

(前金払をする額)

第3条 管理者は、次の各号に掲げる公共工事の経費について、当該各号に定める額の範囲内で前金払をすることができる。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に規定するものを除く。）において、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費 契約金額の4割に相当する額
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造において必要な経費 契約金額の3割に相当する額
- (3) 測量において必要な経費 契約金額の3割に相当する額

2 前金払に10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(前金払の請求)

第4条 前金払の請求は、前払金請求書（別記第1号様式）及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と同法第2条第5項に規定する前金払の保証について保証契約を締結した保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて、前金払の支払いを請求することができる。

2 管理者は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(前払金の追加請求等)

第5条 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第3条の規定により計算した前払金の額から既に支払を受けた前払金の額を差し引いた額の前払金を追加して請求することができる。

2 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金が当該減額後の契約金額の10分の5を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。

(中間前金払の対象となる公共工事)

第6条 中間前金払の対象となる公共工事は、第3条第1号に規定する土木建築に関する工事の経費について第4条第2項の規定により前払金の支払を受けた公共工事であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 規則第155条の規定による部分払により経費の支払を受けていないこと。

2 第2条第2項の規定は、前項に掲げる要件に該当する公共工事について準用する。

(中間前金払をする額)

第7条 管理者は、前条第1項に規定する中間前金払の対象となる公共工事については、第3条第1号に規定する工事の経費について契約金額の2割に相当する額の範囲内で中間前金払をすることができる。ただし、前金払及び中間前金払をする前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。

2 中間前金払に10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(中間前金払の請求)

第8条 中間前金払の請求は、次の各号に定める手順により行うこととする。

- (1) 中間前金払を受けようとする者(以下「中間前金払請求者」という。)は、中間前金払認定申請書(別記第2号様式)に工事履行報告書(別記第3号様式)を添えて中間前金払に係る認定申請をするものとする。
- (2) 管理者は、中間前金払に係る認定申請があったときは、速やかに当該認定の結果を中間前金払認定通知書(別記第4号様式)により中間前金払請求者に交付するものとする。

- (3) 中間前払金請求者は、前号の認定を受けたときは、中間前払金請求書（別記第5号様式）に保証証書を添えて中間前払金の支払いを請求するものとする。
- 2 管理者は、前項第3号に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に中間前払金を支払うものとする。

（中間前払金の追加請求等）

- 第9条 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について第7条の規定により計算した中間前払金の額から既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。
- 2 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金及び中間前払金の合計額が当該減額後の契約金額の10分の6の額を超えるときは、その超える額を当該中間前払金に係る請負契約に変更があった日から30日以内に管理者に返還しなければならない。

（中間前払金の支払の制限）

- 第10条 第8条第2項の規定により第3条第1号に規定する土木建築に関する工事について中間前払金の支払を受けた者は、当該土木建築に関する工事について規則第155条の規定による部分払により経費の支払を請求することができない。ただし、継続事業の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

（前払金等の使途制限）

- 第11条 前払金又は中間前払金の支払を受けた者は、これを第3条各号に掲げる公共工事の経費以外の経費の支払に充当してはならない。

（前払金及び中間前払金の返還）

- 第12条 管理者は、前払金又は中間前払金を支払った公共工事に関し、その支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。
- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約が解約されたとき。
- (2) 本市との第2条第1項に規定する前払金の対象となる公共工事の請負契約又は委託契約が解除されたとき。
- 2 管理者は、前払金又は中間前払金の支払を受けた者に対して、前項の規定によりその返還を請求した場合において、返還期限までにこれを返還しないときは、返還期限の翌日から起算して前払金又は中間前払金を返還した日までの日数に応じ、未返還額に政府

契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅滞損害金を納付させるものとする。

（2年度以上にわたる契約）

第13条 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる前金払は、当該契約に基づく各会計年度の債務負担行為の年割額に対してすることができる。

2 継続費に係る2年度以上にわたる前金払は、当該契約に基づく各会計年度の年割額に対してすることができる。

3 繰越明許費（事故繰越を含む。）に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

4 2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の年割額に対して行うこととし、必要となる要件は、次の各号の全てに該当する場合とする。

（1）当該会計年度の前金払を受けていること。

（2）当該会計年度の工期の2分の1を経過していること。

（3）当該会計年度の工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（4）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（5）当該会計年度の部分払の請求をしていないこと。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。